

# 平成27年度第4回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成27年8月25日（火）  
午前9時30分～11時50分  
場所：本館3階 委員会室

## 日程第1 諮問事項について

### (1)障害児通所給付費等に関する事務に係る特定個人情報保護評価について

【担当：子ども未来創造局早期療育室】

#### 【概要】

平成27年10月の番号法施行に伴い、障害児通所給付費等に関する事務において特定個人情報（マイナンバー）を新たに取り扱い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人のものであると確認できるよう、当該業務システムの改修を行う。

また法の定めにより、担当課は「特定個人情報保護評価書」を作成し、自らの特定個人情報の取扱いを評価したうえで、審議会において第三者評価を行う。

#### 【質疑応答】

市：市長の補助執行として行う事務のため、前回の諮問資料から実施機関を市長に訂正し、その他情報の移転・提供に関する部分等を変更した。

委：情報提供の方法が紙と電子媒体の2種類あるが、電子媒体を紙に出力して作業しているなら、紛失のおそれのある紙での出力はできるだけ控えるよう運用を見直した方が良い。

委：委託契約における情報セキュリティ要件について、「ただし書き」は本文に記載する方が望ましい。

市：書き方は全庁で統一しているため、修正するかどうかは総務室マイナンバーグループにおいて検討する。

#### 【答申】

「指摘事項を修正のうえ、適切である」と答申する。

前回での委員からの指摘事項も修正されており、評価書自体の考え方はこれで良いと思われる。ただし、審議会での指摘事項については十分確認のうえ修正し、その内容を各委員に報告すること。

### (2)児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する事務に係る特定個人情報保護評価について

【担当：子ども未来創造局子育て支援課】

#### 【概要】

平成27年10月の番号法施行に伴い、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する事務において特定個人情報（マイナンバー）を新たに取り扱い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人のものであると確認できるよう、当該業務システムの改修を行う。

また法の定めにより、担当課は「特定個人情報保護評価書」を作成し、自らの特定個人情報の取扱いを評価したうえで、審議会において第三者評価を行う。

**【質疑応答】**

市：市長の補助執行として行う事務のため、前回の諮問資料から実施機関を市長に訂正し、その他情報の移転・提供に関する部分等を変更した。

委：資料番号5, 9, 13のシステム関連図について、システム内にある3つのファイルのうち対象のファイルのみ実線で記載し、他の2ファイルは点線で書くなど区別して記載すること。

また、資料番号9の「提供11～13」は箕面市教育委員会への情報提供のため、矢印の先が箕面市の枠線内にあるのは不正確である。訂正すること。

委：資料番号15, 16のリスク対策において「特定個人情報の提供・移転」について記載されているが、特別児童扶養手当は情報提供の移転・提供をしないため削除すること。

**【答申】**

「指摘事項を修正のうえ、適切である」と答申する。

評価書自体の考え方はこれで良いと思われる。ただし、審議会での指摘事項については十分確認のうえ修正し、その内容を各委員に報告すること。

**(3) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別障害者手当等の支給・障害者総合支援法による自立支援給付及び地域支援事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価について**

**【担当:健康福祉部障害福祉課、障害者支援室】**

**【概要】**

平成27年10月の番号法施行に伴い、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別障害者手当等の支給・障害者総合支援法による自立支援給付及び地域支援事業に関する事務において特定個人情報（マイナンバー）を新たに取扱い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人のものであると確認できるよう、当該業務システムの改修を行う。

また法の定めにより、担当課は「特定個人情報保護評価書」を作成し、自らの特定個人情報の取扱いを評価したうえで、審議会において第三者評価を行う。

**【質疑応答】**

委：資料番号17, 21の「提供15～17」は箕面市教育委員会への情報提供のため、矢印の先が箕面市の枠線内にあるのは不正確である。訂正すること。

委：資料番号18のP21「移転先6」について、教育委員会は実施機関が異なるため、「提供」と表記すべきでは。

市：当該事務は市長の補助執行事務であり、同じ実施機関内でのやり取りになるため、「移転」になる。

委：資料番号20の委託に関して「身体障害者手帳に係る申請の受付」業務を2社と契約しているのはなぜか。

市：総合保健福祉センターと本庁の2カ所で受け付けているため、それぞれ

の窓口業務に含めて契約しているため。

**【答申】**

「指摘事項を修正のうえ、適切である」と答申する。

評価書自体の考え方はこれで良いと思われる。ただし、審議会での指摘事項については十分確認のうえ修正し、その内容を各委員に報告すること。

**日程第2 その他**

次回は平成27年9月11日（金）午前9時30分から開催する旨を確認した。